三浦 義光 議員
政風会

弥富市の高齢化による認知症の実情について

問

(1) 日中の居宅サービスを利用することにより在宅生活の支援、症状の改善及び進行の阻止を図れると言われるランクⅡの認知症【生】高齢者がどの程度いるか。

生後、一旦正常に発達した種々の精神機能が、慢性的に減退、消失することで、日常生活、社会生活を営めない状態を言う。つまり、後天的原因により生じる知能の障害である。

(2) 認知症高齢者を介護する家族の悩みを聞き入れる所管はあるか。また、悩みを分かち合える会合などを開催しているか。

(3) 市は、認知症サポーター【生】講座を開設しているか、またサポーターがいる場合、支援の取り組みは行っているか。

▶オレンジリング
（厚生労働省HPより）

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やそのご家族を支援する人のことを言う。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があり、受講者にはサポーターの証としてオレンジリングが渡される。

(4) 改正された成年後見制度【生】についてどのように後押ししていくのか。

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する。

認知症高齢者は650人程度と推察

答 介護高齢課長

(1) 介護認定、要介護認定を受けるには、海部南部広域事務組合で要介護認定を判定している。要介護認定申請書に添付されている主治医意見書は、23年度の実績で、千440件。主治医意見書の記載項目にある認知症高齢者の日常自立度Ⅱａ以上の方は、年間で626名。また、傷病に関する意見欄の診断名に認知症という記載がある方は375名である。

このことから、要介護認定申請者の43・5％は認知機能が低下していると主治医が判断し、26％が認知症と診断されている。

23年度末で介護保険の1号被保険者9千462人、6.6％が認知機能の低下している高齢者である。24年度末の1号被保険者が9千882人ということから推測すると、650人程度が認知機能の低下が見られる高齢者と推察できる。要介護認定申請をしていない高齢者を考慮すると、もう少し認知機能の低下した高齢者数はふえると考えられる。

(2) 海南病院に地域包括支援センターを委託し、その事業の一環として、毎月1回第3土曜日に市役所図書館会議室で認知症家族交流会を開催している。認知症の高齢者を抱える家族同士が悩みを打ち明け、専門の講習を受けた講師や、専門医の話を聞いたりしている。

(3) 24年11月29日現在、市で841人の認知症サポーターがおり、地域包括支援センターの事業の中で地域認知症サポーター養成講座を実施している。24年度は地域の福寿会の会合、企業の取り組みなどで数回養成講座を実施した。支援の取り組みは行っていない。

(4) 被後見人や成年後見人は、後見開始の審判に基づく登記をしたとき、被後見人の本籍地の市町村に東京法務局登記官からその旨が通知される。

海部津島地域の圏域で、成年後見支援センターの開設に関し、海部津島地域の市町村で、まだまだ検討が始まった段階であり他の市町村と同様の歩調をとり対応していきたい。